

秋田工業高等学校 『いじめ防止基本方針』

平成29年4月10日

基本的な考え方

いじめは、人格を否定し人権を侵害する、決して許されない行為である。からかい、嫌がらせ、いたずら、陰口、無視など、しつこく繰り返されることによって、人は精神的、肉体的に深く傷つき、ときに死を選ぶほどの事態に至ることもある。

秋田工業高等学校は、ここに『いじめ防止基本方針』を策定し、生徒の誰もが比較的短期間にいじめの被害者になったり加害者にもなったりする危険性があることに留意し、全教職員が一丸となっていじめの根絶に向けて取り組んでいくものである。

この取組を推進するために、校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、各学科主任、特活主任、教育相談部主任からなる「いじめ防止委員会（以下防止委員会と呼ぶ）」を組織し、必要に応じて専門家（スクールカウンセラー）等の協力を得る。防止委員会は、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「適切な対処」を行うために、全教職員と情報を共有し計画的に必要な対策を講じる。

1 いじめの未然防止

いじめ根絶のためには、いじめの発生を未然に防ぐ必要がある。多くの生徒が日常的に短期間のうちに被害者になったり加害者になったりするという状況を考えると、一見ささいな行為であっても深刻ないじめへとエスカレートする危険性をはらんでいる。いじめ根絶のためにも、いじめを生まない学校の風土づくり、雰囲気づくりを推進することが大切である。私たち教職員は、いじめの未然防止に向けて次の取組を行う。

- (1) 授業中や行事の際に生徒間で見られる、嘲笑やからかいを放置しない。
- (2) 教師自身が、いじめを誘発する恐れのある不適切な言動や差別的な態度を決して取らない。
- (3) LHRや部活動、行事等を通じて互いに協力し、他を思いやる心を育成する。
- (4) 校内研修会や職員会議で、いじめの特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて全教職員が共通に理解を深める。

2 いじめの早期発見

全てのいじめを早期に発見するのは非常に難しいことである。遊びや悪ふざけのように見える行為を、即座にいじめであると断定するには勇気がいるのも事実である。いじめは教職員等の大人の目に付きにくい場所や方法で行われる。いじめの兆候を正確に把握するためにも教職員は次のような取組を行う。

- (1) 生徒のささいな変化を見逃さず、気になる言動や態度の変化の情報については確実に教職員間で共有する。
- (2) 授業中やSHRでの様子、学級日誌の内容、保健室、保護者からの情報に意識

的に気を配る。

- (3) いじめや学校生活に関するアンケート調査、必要に応じた面接等を通して、生徒の気になる変化に注意する。
- (4) 教職員の誰にでも生徒が気軽に相談できるように、教職員一人一人が受容的な態度で生徒に接する。
- (5) 生徒に気になる変化や情報があるときは防止委員会に報告し、教職員間で情報を共有する。

3 いじめへの対処

担任をはじめ、教職員それぞれがいじめの兆候を疑ったときには、決して一人で抱え込まずに速やかに防止委員会に報告して、対処等について情報を共有することが大事である。いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合は、次のように対処する。

- (1) 生徒や保護者から「いじめ相談」を受けた時やいじめやいじめが疑われる行為を発見した際は、速やかに職員間で情報を共有するとともに防止委員会に報告する。また、校長は県教育委員会に報告する。
- (2) 暴力的ないじめや暴力を伴ういじめを目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。一人で制止するのが困難な場合は他の教職員の応援を求める。たとえ生徒が遊びや冗談だと言ったとしても、まずは暴力的行為を止める。
- (3) 報告を受けた防止委員会は、関係者の協力を得て事実関係について詳しく調査して事態を把握する。
- (4) 防止委員会は、いじめであると判断した場合、被害生徒のケア、加害生徒の指導など、問題の解消に全力で取り組む。
- (5) 防止委員会は、被害生徒やその保護者への支援、加害生徒やその保護者への助言の際は、プライバシーを守ること、迅速に対応することなど、教育的配慮のもとでケアや指導を組織的かつ継続的に行う。
- (6) 加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、県教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (7) いじめを見ていた生徒に対しても、臨時のホームルームや集会、面接等によりいじめを許容することがいじめを更に助長し重大な事態を招く危険性があることを指導する。
- (8) ネット上の不適切な書き込み等については、学校単独で対処することが困難と判断した場合には、県教育委員会と相談しながら対処する。

4 いじめ防止のための年間計画

	実施内容等	いじめ防止委員会
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議（方針の周知） ・面接（適宜）声かけ（第3週） ・教育相談だより（相談窓口の提示） ・いじめ、学校生活に関するアンケート調査① ・いじめに関する校内研修会① 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針の確認 ・情報交換 ・アンケート①の分析と結果の共有
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・面接月間（1年生）声かけ（第3週） ・情報モラル教育週間 （ネットといじめについて：授業形式） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・面接月間（1・2・3年生）声かけ（第3週） ・いじめ、学校生活に関するアンケート調査② ・情報モラル教室 （ネットトラブル事例研究：全校集会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報交換 ・アンケート②の分析と結果の共有
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・面接（適宜）声かけ（第3週） 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の取組の途中評価等
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・面接（適宜）声かけ（第3週） 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の準備
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・面接（適宜）声かけ（第3週） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集と情報の共有
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、学校生活に関するアンケート調査③ ・面接（適宜）声かけ（第3週） 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート③の分析と結果の共有
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・面接（適宜）声かけ（第3週） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集と情報の共有
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する校内研修会② ・面接（適宜）声かけ（第3週） 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の準備 ・委員会の取組の途中評価
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・面接（適宜）声かけ（第3週） 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・面接（適宜）声かけ（第3週） 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集と情報の共有 ・委員会の次年度に向けた評価
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生オリエンテーション （保護者、新入生向け情報モラル教育、いじめに対する本校の方針） 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度の方針の見直し